国際線が就航する中部国際空港(以下、「セントレア」)は、健全に機能するため多くの機関に支えられています。それらの業務の内容や実態を分かりやすく紹介することで、セントレアについての理解を深めていただきたいと、セントレア空港島に所在する各機関を訪問してインタビューした内容を中心に紹介しています。

第8回は、農林水産省動物検疫所中部空港支所長の田中公子氏にお話を伺いました。

(※文中の図表写真はすべて動物検疫所中部空港支所提供)

公益財団法人中部圏社会経済研究所企画調査部部長 田辺 義夫

第8回 農林水産省動物検疫所中部空港支所

名 称:農林水産省動物検疫所中部空港支所

所在地:〒479-0881 愛知県常滑市セントレア一丁目1番地中部空港CIQ庁舎内 5階

沿革

1896年 獣疫予防法 (明治29年法律第60号) が制定され制度が確立

1897年 長崎港が動物検疫指定港となり、次いで、神戸、横浜、関門などの港が追加指定

1947年 動物検疫は植物検疫とともに農林省の所管となり、動植物検疫所として再発足

1951年 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)が公布

1952年 植物検疫業務と分離して、動物検疫所と名称を改め動物検疫所名古屋支所として発足

1957年 四日市出張所(三重県)開設

1980年 小松出張所(石川県)を開設

1998年 四日市出張所を四日市分室に改組

2005年 セントレアの開港に伴い中部空港支所を開設、名古屋支所を出張所に改組

Q 全国の組織の概要と動物検疫所中部空港支所 の位置づけについてお聞かせください。

動物検疫所は農林水産省の出先機関で、本所が 横浜に置かれ全国に8支所、16出張所、4分室が 配備されています。図表1に詳細を示しておりま す。

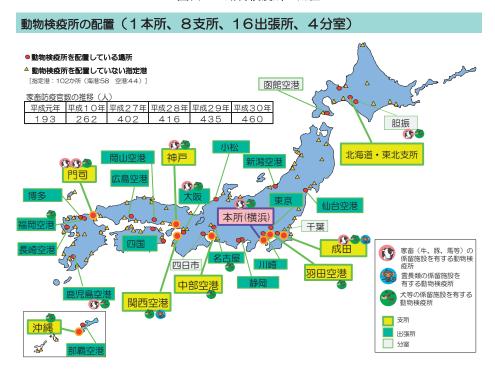
1952年動物検疫所名古屋支所として発足当時は、 名古屋港に事務所が開設され業務展開していまし たが、2005年セントレアの開港に伴い中部空港支 所を開設、名古屋支所は出張所に改組されました。

中部空港支所では、名古屋飛行場と名古屋港を 所管する名古屋出張所、小松飛行場と富山空港、 伏木富山港と金沢港を所管する小松出張所、さら に四日市港を所管する四日市分室が支所の出先事 務所として設置されております。

図表1動物検疫所の配置に凡例が記載され、赤い丸の中に牛のマークが付いているのが家畜、牛、豚、馬等の大動物の係留施設を有する動物検疫所です。今現在は北海道・東北支所の胆振分室と成田支所、横浜本所、神戸支所、神戸支所大阪出張所、門司支所、門司支所鹿児島空港出張所に大動物の係留施設があります。

1958年、名古屋市港区野跡に係留施設ができて、そこに名古屋支所がありましたが、現在は、大型防疫資材の保管場所になっています。

次に青い丸の中に猿のマークがついているのが



図表1 動物検疫所の配置

霊長類の係留施設を有する動物検疫所で、特殊な 施設のため成田支所と関西空港支所の2か所に整 備されています。さらに緑色の犬のマークは、狂 犬病予防法に基づく犬などの係留施設を有する動 物検疫所です。特に犬に関しましては旅行者と同 行して飛行機で輸送されるケースが多いことから、 空港に多く整備されています。新千歳空港に最寄 りの胆振分室、横浜本所や成田支所、羽田空港支 所、関西空港支所、中部空港支所など全国に13か 所整備されています。

Q 静岡県が中部空港支所の所管に入っていない ようですが。

静岡は横浜本所の管轄になります。行政機関に おいては管轄の区域設定がそれぞれの省庁によっ て異なりますので、中部圏でありますが動物検疫 所に関しまして組織構成では横浜の本所所管となっ ています。

中部空港支所が県域として管轄しているのは、 東海3県(愛知、三重、岐阜)と北陸3県(富山、 石川、福井)です。中部圏社会経済研究所の事業 エリアと見比べますと長野県、静岡県、滋賀県の 3県以外は重なっています。

図表 2 動物検疫所の組織と役割

1 動物検疫所の組織と役割

動物検疫所の役割

海外からの伝染性疾病の侵入を防止し、畜産業の振興 と公衆衛生の向上を図っています

農林水産省設置法第11条

- NE 自改画伝統 I I 米 家畜伝染病予防法に基づく輸出入動物、その他の物の検査、その他の措置 輸出入動物に対する狂犬病予防法に基づく検査
- 「感染症法」の規定による輸入動物の検査、これに基づく措置 輸出入動物の健康検査
- 動物用生物学的製剤及び予防器具の保管、配付、譲与及び貸付け

「委託」を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこ



Q 動物検疫所の業務全般の概要をお聞かせくだ さい。

動物検疫は、世界各国で行われている検疫制度 です。動物検疫所の役割は、海外からの伝染性疾 病の侵入を防止し、畜産業の振興と公衆衛生の向 上を図ることです。

業務に関しましては、農林水産省設置法第11条 に私たちが行う6つの事務が書かれています。

1番目は、家畜伝染病予防法に基づく輸出入動 物、それらから生産されます畜産物、そういうも のの検査とその他の措置を行うこと。2番目は、

輸出入動物に対する狂犬病予防法に基づく検査。 狂犬病予防法は厚生労働省が所管となりますが、 輸出入に係る検疫に関する事務は農林水産省の所 管となります。3番目は、感染症法の規定による 輸入動物の検査、これに基づく措置ですが、厚生 労働省が所管します感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律(平成10年法律第11 4号)の規定による輸入動物の検査です。4番目 は、輸出入動物の健康検査。5番目は、動物用生 物学的製剤及び予防用器具の保管、配付、譲与及 び貸付け。そして6番目が、委託を受けて動物そ の他の物に対する検査または消毒を行うこと。こ れらが設置法で決められていることです。

具体的には1番目は、牛、豚、やぎ、羊、馬、鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あひる・がちょうなどのかも目の鳥類、うさぎ、蜜蜂などの動物と、それらの動物から作られる肉製品などの畜産物を対象に輸出入検査を行っています。

また、2番目は、犬、猫、アライグマ、きつね、スカンクについて、狂犬病が日本に侵入することを防止するため、輸出入時に検査を行っています。さらに、3番目はサルについて、エボラ出血熱やマールブルグ病のような国内ではまだ発生していないサルから人へ感染する病気が日本に侵入するのを防止するため、輸入時に検査を行っています。過去にエボラ出血熱やマールブルグ病が問題になったときに連日報道されましたので、皆様方には記憶にあるかと思います。

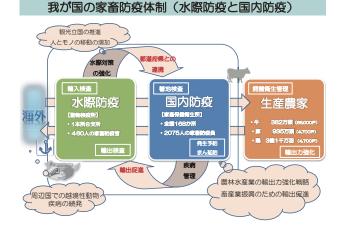
さらに、4番目は水産資源保護法に基づき2007 年から実施していますが、一部の水産動物(こい、 きんぎょ、その他のふな属魚類、はくれん、こく れん、そうぎょ、あおうお 、さけ科魚類、くる まえび属のえび類等の甲殻類、とこぶし等の貝類) を介してコイヘルペスウイルス病等の水産動物を 対象とする24の疾病の侵入を防止するため、水産 動物の輸入許可業務も実施しています。2003年10 月、霞ヶ浦において養殖鯉の大量死が発生し、コ イヘルペスウイルスが大量死の原因であると公表 されました。この発生を機に、対策強化として動 物検疫所が輸入許可業務を実施することとなりました。

Q 我が国の家畜防疫体制についてお聞かせください。

先ほどの設置法に定められた1番目から4番目が動物検疫所の行っている水際対応ですが、家畜防疫の水際防疫は1番目の家畜伝染病予防法に基づく家畜の輸出入検査が該当します。5番目は、ワクチンや防疫資材の備蓄。6番目は依頼を受けての病性鑑定等が該当しますが、これらは国内防疫活動を支える部分です。後でもお話ししますが、現在一番ホットなのは岐阜県の豚コレラです。2018年9月9日の第1例目の発生以降新聞紙上やテレビ放送のニュースで報道され注目されています。

中部空港支所は名古屋市港区野跡に野跡検疫場を保持していまして、そこに防疫資材を蔵置しています。よくテレビで見る白い防疫服や、消毒薬等、いろいろな防疫資材を備蓄していまして、各都道府県で病気の発生、今回は豚コレラでしたが、これからの季節は鳥インフルエンザもありますので、これらの伝染性の強い病気が発生して防疫対策をしなければならないときに、各都道府県からの要請を受けて、われわれの備蓄庫から貸し出すことを行っています。大きな防疫資材をすぐに必要とすることはあまりないですが、防疫服や長靴、マスク、ゴーグル、手袋等の消耗品の依頼が多く

図表 3 我が国の家畜防疫体制(水際防疫と国内防疫)



あります。各都道府県においても防疫資材の準備 はされていますが、家畜の大量処分が必要な場合 や発生が継続する場合、不足する資機材の提供要 請が来ます。

野跡検疫場はもともと動物の係留施設でしたが、あおなみ線が建設されて野跡駅が開設されたこと、周りが住宅地として開発されたこと等もあり、輸入者の利用ニーズも見込まれないことから動物の係留を取りやめており、防護服や長靴、消毒薬等の消耗品のほかに、現在は大型の防疫資材を置く保管場所となっています。

移動式レンダリング装置、移動式焼却炉等があります。保管してあります防疫資材は、中部空港支所管轄の6県だけではなく、全国に届けられます。日本のほぼ中央に位置しており高速道路網も整備されていますので、大型のトラック等を利用

図表 4 防疫資材の保管(大型防疫資材)

防疫資材の保管(大型防疫資材)



図表 5 防疫資材の保管(大型防疫資材を除く)

防疫資材の保管(大型防疫資材を除く) 動物検疫所で保管する主な防疫用物品 胆振 横浜 中部 神戸 新門司 北海道・東北支所胆振分室 防疫キット(防疫服、 ゴーグル、マスク等) 0 0 0 0 中部空港支所名古屋出張所 (野跡検疫場) 0 0 防疫服 国5か所 長靴 0 0 ゴーグル シューズカィ 横浜本所 手袋 注射筒·注射針 0 0 0 0 0 門司支所 (新門司検疫場) 鳥用連続注射器・ 注射針 0 0 豚用連続注射器 注射針 0 0 ワクチンの保管 耳標 【鳥インフルエンザ】 医痔疮室物容器 靴底消毒用マット 備蓄場所 横浜、神戸、 ソーダ灰 消石灰 防疫バッグ ボンベ用ホー

して運ぶことができるので大変重要な施設です。

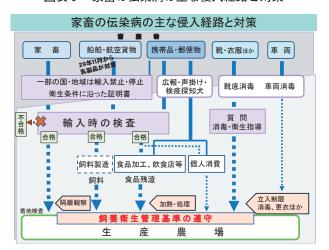
Q 家畜の伝染病の主な侵入路と対策についてお 聞かせください。

家畜伝染病予防法により対象となる疾病が定められており、基本的に日本で発生していない悪性伝染病発生地域からの動物・畜産物は輸入禁止になります。それらの病気の清浄国であったとしても、あらかじめ2国間で家畜衛生条件を決めて、相手国でも適切に検疫を行い、健康証明書を添付して輸入される必要があり、証明書がないものは輸入できないことになります。家畜衛生条件は、動物の種類や病気さらにそれぞれの国で発生状況や、体制が異なるので、さまざまな条件を整理して決められています。

図表 6 に主な侵入経路が記載されていますがまず家畜について説明します。

家畜の輸入にあたっては、事前届け出が必要になります。輸入の時期と到着港、係留施設がそれで決定します。事前に届け出があって、条件が整った輸入が可能な国からの出国検疫を終えて、法律で定められた輸入可能な指定空海港に輸送されてきます。指定空海港に船舶で着けば臨船、飛行機で着けば臨機検査といいますが、われわれ家畜防疫官が臨船検査、臨機検査を直ちに実施します。船舶、飛行機に乗り込んで証明書の内容と動物の様子をそれぞれを確認して、問題なければ係留施設への輸送が許可されます。

図表 6 家畜の伝染病の主な侵入経路と対策





図表 7 動物検疫所の家畜の係留施設

Q 今、伺った係留施設は畜舎収容ということで すか。

そうです。図表1動物検疫所の配置に示された 牛マークの付いているところに持って行くことに なります。係留施設では個体と証明書を確認する とともに、臨床検査、採材・採血などを行い、規 定された検査を速やかに実施します。また、実験 室内での精密検査も行われます。

動物によって係留期間が法律により決まっています。牛や豚などの偶蹄類の動物は15日間、馬は10日間と対象動物によっ決まっています。

規定の検査を実施したうえで合格となって解放 されたものについては、国内の仕向け先で着地検 査が都道府県の機関によって行われます。

Q 係留場所までの輸送に汚染源としての危険性 はないのでしょうか。

先ほどもお話ししたように、基本的に悪性伝染病の発生の無い地域からの輸入であり、臨船・臨機検査で証明書の内容と、動物の状態をよく確認した上で、係留場所までの輸送を許可する指示書を発行します。国内の動物との接触が無いよう、

最短の輸送ルートで専用の運搬車で運んでいきます。なお、係留施設は検疫エリアとして厳重に仕切られて、防疫体制がとられています。そのエリアに入るためには、われわれ防疫官もそうですが、必ず更衣室で下着から何からすべてを着替え、作業をするための専用の作業着を着て畜舎に行きます。検査対象の動物が何らかの病原菌を保持していた場合、外部に拡散すると大変な事態になりますから、作業をした後、更衣室に整備されているシャワー室、お風呂で、身体を洗い流し着衣していた作業着類はそこで全部脱いで、着替えて出てくることになります。

家畜の場合、係留期間中は輸入者が動物の管理 人を手配し、畜舎の管理人室に常駐し、その検疫 期間中は検疫エリアから出ることは出来ません。

初生ひなの場合は、われわれが大臣指定検査場所に行って、畜舎に入るときは全部着替えます。 大臣指定検査場所として認定を受けるためには、シャワー室等の必要な設備を備えることが義務付けられていますので、全国統一基準で検査が実施されています。

Q 個体検査についてお聞かせください。

個体の臨床検査は、全頭数実施します。例えば 100頭運ばれてくれば、100頭全部検査対象となるということです。牛の場合、BSEに端を発して、トレーサビリティーがきちんとしている必要があります。今、牛の場合はほとんどオーストラリアから輸入されますが、個体を特定するイヤータグが付いています。証明書に全頭分の番号が記載してありますので、記述項目を照合し、全頭分の確認が可能となります。

検査に際しては、採血も全頭実施されますので 検査は万全を期して行われています。

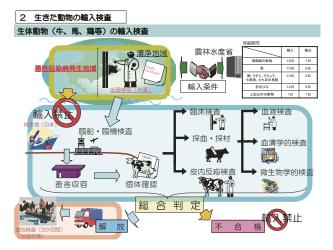
Q 中部空港支所における食用の生体動物(牛、 馬、鶏など)の輸入検査についてお聞かせくださ い。

家畜(牛、豚、馬など)の係留施設を有していない中部空港支所では、現在これらの動物の輸入 検査はしていません。

ただし、初生ひなについては三重県に2か所と 岐阜県に1か所大臣指定検査場所があります。卵 からふ化したばかりのひなを初生ひなと呼称しま す。体内には栄養源となる卵黄が残存し、2、3 日は餌を与えなくても輸送ができます。

今現在は路線の関係でセントレアへの直接輸入 は実施されていませんが、成田国際空港(以下、 「成田空港」)や東京国際空港(以下、「羽田空港」) に到着した初生ひなが大臣指定検査場所に陸送さ

図表8 生体動物(牛、馬、鶏など)の輸入検査



れ、14日間の検査を実施しますが、当所の担当官 が現地に出向いて検査をしています。

Q 当地は養鶏も盛んです、輸入先などに関して お聞かせください。

肉用鶏も、採卵鶏も、もとの原種・種鶏はほとんどが外国からの輸入です。三重県の2か所の大臣指定検査場所では、今年度はイギリス、昨年度はイギリス、ニュージーランド、オランダからの初生ひなが輸入されています。岐阜県の大臣指定検査場所では、アメリカからの初生ひなが輸入されています。

Q 検査不合格になった動物の処理方法について お聞かせください。

基本的には殺処分か返送かの選択となりますが、 殺処分する場合がほとんどです。輸出元に戻す事例はほとんどありません。採材・採血して、いろいろな検査をしますが、検査にかかる費用は国が 負担していますが、係留施設での、飼養管理、係 留期間中の光熱水料等は輸入者の負担となります。

Q 生きた家畜の輸送と輸入形態についてお聞かせください。

航空機による輸送の様子を図表9家畜の取卸し (航空機)にお示ししましたのでご覧ください。 貨物専用の飛行機により輸送されます。荷下ろし に際しましては、胴体や前頭部が大きく開閉され て専用の昇降機が横付けして安全には十分配慮し て実施されます。

オーストラリアからの乳用牛やカナダからの肉 用馬の輸送が航空機で行われています。船舶の場 合ですと、北九州港の新門司に1,000頭単位の牛 が入る係留施設がありまして、オーストラリアか ら家畜専用船で肉用牛が運ばれてきています。

カナダからの肉用馬は皆様が食べている馬刺し 用等の食用として九州方面、次いで東北方面で肥 育される馬が輸入されています。馬の場合は、肉 用以外で競走馬や乗用馬の輸入もあります。

家畜については日本は輸入国なので、輸出は多

図表 9 家畜の取卸し(航空機)

家畜の取卸し(航空機)









くありませんが、特殊なケースでは競走馬があります。日本でレースに参加し、また母国に帰っていくとか、日本の競走馬が海外に遠征に行くとかです。

Q 畜産物の輸入検査についてお聞かせください。

畜産物としては、牛・豚・羊・やぎ・しかなどの偶蹄類の動物と馬、家きんなどから生産される肉、臓器、骨、角、皮、毛、卵、ハム・ソーセージなどの加工品全部が検査の対象になります。

生きた動物と流れは同じですが、基本的に口蹄 疫、鳥インフルエンザ、アフリカ豚コレラ等の伝 染性疾病の発生国、地域からの輸入は禁止されて います。輸入可能な物であっても2国間で衛生条 件を取り交わして、輸出国の検査証明書が必要に なります。

輸入可能な指定空海港で陸揚げされて、指定検査場所で検査が実施されます。セントレアでは貨物上屋内の指定検査場所や動物検疫所の貨物事務所で申請者からの検査申請を受けて、書類審査、現物検査を行っています。また、名古屋港にも家畜防疫官の指定検査場所がありますので、そこで検査を実施しています。

食肉、たとえばオージービーフや中国やタイからの焼き鳥などですが、冷蔵・冷凍コンテナで輸入されて、港湾エリアの指定検査場所である冷蔵倉庫等に蔵置されます。申請者からの検査申請を受けて、証明書等の書類審査をし、指定検査場所

で現物検査を実施します。

中国からはいろいろな加工食品が入ってきていますが、牛豚等の生肉や鶏アヒル等の生肉は基本、輸入禁止です。中国からは日本の農林水産大臣が指定した工場で農林水産大臣が指定する加熱処理をして、きちんと検査を受けて証明書が付いたものでなければ輸入できません。また、加熱処理状況を確認するための精密検査を実施する場合もあります。

オーストラリアなどの悪性伝染病の清浄国から は牛肉などは生肉で輸入することが出来ますが、 必ず衛生条件に則った証明書が必要です。

Q この地域の加工品、畜産物の輸入に何か特徴 がありますかお聞かせください。

中部空港支所管内では、羽毛の検査が横浜本所 に次いで多いです。また獣毛(豚毛、山羊毛等) の検査は、神戸支所に次いで多いです。

羽毛は布団やダウンジャケットなどの材料になります。

Q 稲わらも輸入されているようですが用途など をお聞かせください。

中国からの加熱処理稲わらは、飼料用として輸入されています。口蹄疫が2000年、2010年に国内で発生し、特に2度目の宮崎県での大規模発生では、牛と豚を合わせて30万頭近く殺処分するに至りました。

日本は島国で、病気の侵入から守られた地域であるという思いがありましたが、口蹄疫発生国から、飼料用等で稲わらが輸入されていたという事実もあり、ウィルスが付着した稲わらによる侵入も否定できないということから稲わらが指定検疫物となり、われわれが検査を行っています。現在、ほとんどが中国からの輸入です。中国では農林水産大臣が指定する加熱処理施設が決まっていて、中国の中でも口蹄疫がフリーな地域から集めた稲わらを適切に加熱処理して証明書を添付して運ばれてきます。これらの稲わらの梱包にもトレーサビリティータグが付いているので、家畜防疫官が

現物検査時にそれを確認しています。

稲わらについては、植物防疫所の検査対象にもなるので、両所で一緒に検査をすることもあります。

Q セントレアから携帯品として持ち出せる加工 品などに関してお聞かせください。

まずは、シンガポール向け松阪牛と卵ですね。 今、空港の出国エリアの中でも販売していますが、 シンガポールと携帯品としての輸出条件と携帯品 用の証明書様式を取り決め、ラベルタイプの証明 書を貼った商品を扱っています。そのほかにもブ ラジル向けの携帯品としての条件や証明書様式が 決まっています。

現在は、まだ携帯品として持ち出せる国が限定されています。輸出に関しては商用貨物も個人の携帯品も相手国の受入条件を確認していただき、条件に合わせた輸出検査が必要となります。日本で豚コレラや鳥インフルエンザが発生すると、日本からの畜産物の輸入停止を行う国もあるので、輸出する際にはあらかじめ動物検疫所に確認して下さい。

図表10 シンガポール及びブラジルへの 日本産牛・豚肉等の輸出検査

シンガポール及びプラジルへの日本産牛・豚肉等の輸出検査



<シンガボール向けの主な携帯品輸出条件>
○一人当たり5kg以内
(牛肉、牛肉製品、豚肉、豚肉製品等)
○一人当たり3の個以内であること
(鶏卵: 熱材きの生卵)
○個人消費用であること
○日本産の鶏、牛又は豚由来であり、
市販されているものであること



Q 旅行者が海外から携行品として持ち込む畜産物などに関してお聞かせください。

牛肉、鶏肉、ハム・ソーセージ・ベーコン、餃 子、ビーフジャーキー等々のさまざまな畜産物を 携帯品として持ってこられます。それらの検査対 応も含めて旅客に対する水際対策をお話しします。

まず国際線で空港に到着しますと、厚生労働省の検疫所のブースがあり入国者の健康チェックがあります。次に入国管理局の入国審査のブースを通り、手荷物を受け取り税関検査に向かうわけですが、この税関検査場内に動物検疫、植物防疫の検査カウンターがあります。そこで手荷物として動畜産物や植物などを日本国内へ持ち込まれるお客様は、荷物の受け取りを済ませた後、植物・動物検疫カウンターで輸入検査を受けます。

まず水際対策の一つとして、この到着から税関 検査場までの間に各空港によってレイアウトはそれぞれ違いがありますが、図表11にお示ししてい るように、旅客全員が通過するところにこのよう な靴底消毒マットを設置しています。意識されて いないかと思いますが、これは、口蹄疫等の悪性 伝染病の発生地域から来られる方がいるので旅客 の靴底消毒が必要ということで、消毒マットが設 置されています。

次に、手荷物に畜産物が含まれていますか、海外で畜産施設に立ち寄られましたかとお声がけする口頭質問を行い、該当者には検査を受けていただきます。と伝えますと、ほとんどの方はご協力いただけます。

さらにセントレアには、畜産物や果物の匂いを 嗅ぎ分けて教えてくれる3頭の動植物検疫探知犬 がいます。この犬たちがお客さんの間をグルグル 回って、荷物の匂いを嗅いで、対象となる物を嗅 ぎ分けると、その荷物の前でお座りをして知らせ てくれます。ハンドラーからの合図で、われわれ 家畜防疫官が荷物の所有者に「犬が反応したので ちょっとカウンターで確認させてください」と言っ て、カウンターで中を開けて確認させて貰います。 見るからにかわいい犬がしっぽを振りながら座っ ている隣で、家畜防疫官から中身の確認を求めら れますと、お客さんとしても、断りづらいようで す。現在、検疫の強化に探知犬の増強が図られ、 全国各地に図表13に示す通り29頭が配備されてい ます。

図表11 国際空海港における旅客に対する水際対策

図表12 検疫探知犬の活動



図表13 日本全国で活躍する検疫探知犬



Q 手土産として持ち込む畜産物などに関して注 意事項などお聞かせください。

輸入が禁止となる畜産物や国・地域、家畜衛生 条件、証明書様式等については動物検疫所のホー

図表14 広報活動、報道での取り扱い



ムページに掲載していますので海外旅行に出かける際には事前にチェックされることをお勧めします。また、空港の国際線ロビーなどでは広報展示室にサンプル表示やポスターが掲示され、リーフレットやパンフレットもありますのでお持ちになって読んでいただけたらと思います。

具体的に事例をお示ししますと、いわゆる清浄 国であるオーストラリアからは証明書があれば、 ビーフジャーキー等の肉製品は持ち込み可能です。 ホームページにも載っていますが、携帯品用の簡 易の証明書様式もあるので、パッケージに添付ま たは印刷されていれば持ち込める物もあります。 ただし、清浄国であっても証明書の無い物は持ち 込めません。

生肉はもちろんですが、ソーセージやビーフジャーキー、餃子、肉まん等の畜肉を含む畜産物は清浄国以外の国からは国内に持ち込むことは厳禁です。また、いろいろな国で街中のお店や免税売店などで「日本、大丈夫、大丈夫」と言われて購入して来られる方がたまにいらっしゃいますが、輸入禁止国からの禁止品であったり、清浄国であっても証明書の添付が無かったりで、ほとんど持ち込めません。持ってこられないものが多いので、気を付けていただきたいです。

外国人の方で日本にいる家族に食べさせたいと 肉製品を持ってこられる方もいらっしゃいます。 禁止品として放棄していただいた鶏肉やソーセー ジなどから、鳥インフルエンザウィルスの分離事 例や、アフリカ豚コレラのウィルス遺伝子も確認 される事例もあるので、気を付けていただきたい と思います。

Q 犬、猫などの小動物の持ち込みに関してお聞かせください。

犬・猫は狂犬病予防法に基づいて対処しています。日本には現在、狂犬病はありませんが、世界を見渡しますとまだ多くの国で狂犬病は発生しています。

アメリカでも野生動物での発生があるので、危 険性を十分理解している必要があります。

人が狂犬病にかかっている動物に咬まれて発症 してしまうと、ほぼ100%死んでしまいます。日 本人はその辺の感覚が鈍っていますが、大変なこ とになるので、犬猫の輸出入にはかなり厳しい条 件を付けています。

日本に連れてくるときには、マイクロチップを 装着してもらい、その後、狂犬病の1回目の予防 接種をして、30日以上の間隔を空けて、2回目の 狂犬病の予防接種をしていただきます。それから 採血をして狂犬病の抗体価が上がっているかどう か、病気を防御できるだけ上がっているかどうか を指定された検査機関で検査していただき、その 検査証明書があって、採血をした日からその国で 180日間待機してもらわなければいけません。要 は、ワクチンで抗体価が上がっているのか、感染 して上がっているのかを確認するということです。 それから出国の40日以上前に事前届出をしてもらっ て、輸出国で証明書を取得して日本に来るという 流れになります。

この条件が全部そろっていれば、例えばカウンターに犬を連れて来られ、証明書を確認し、マイクロチップを読んで個体確認し、健康状態に問題が無ければ、そのまま即、日本に入れます。

その条件が欠けていれば、例えば180日間の待機が間に合わなかった場合ですと、180日から足りない日数を当支所の係留施設で係留することになります。

Q 待機の間飼い主はどのように過ごすのでしょうか。

輸出国で普通に犬猫の健康に留意しながら、自 分の家で飼っていていただければいいです。

日本で飼っている犬猫を連れて短期間海外に滞在して戻ってくるという場合は、もともと日本で飼われていた犬猫ですから、出発する前に所定の手続きと措置を施して抗体価が上がっているのが確認されていれば、別に相手国で180日以上待機する必要はありませんので、スムースな往来が可能となります。

Q 事前の準備をなくして旅行に一緒に連れて行 こう、ということはできないですね。

適切に準備をしてから行きましょう、ということになります。もともと日本にいた犬猫だと分かっていれば日本で180日以上待機する必要はないです。

事前の問い合わせなどで、犬猫の場合は家畜と違って、皆さん、ペットは自分の家族で、「離れ離れになるなんてできない」とおっしゃる方もいらっしゃいますので、条件を完備して、即日解放出来るようお伝えしています。

Q 家畜防疫官の職種に就くには資格など必要な のですか、お聞かせください。

家畜伝染病予防法の第53条で、農林水産省に家 畜防疫官を置くことになっています。

家畜防疫官は獣医師の中から任命することになっています。ただし、「特に必要があるときは家畜の伝染性疾病予防に学識経験のある獣医師以外の者を任命することができる」とも規定されていまして、当支所でも獣医師の獣医職家畜防疫官と畜産職家畜防疫官、大学で畜産関係の勉強をしてきている人とかですが、家畜防疫官として任命されています。中部空港支所は現在、家畜防疫官は19名います。小松出張所は4名全員が家畜防疫官です。名古屋出張所も6名いますが、全員家畜防疫官になっています。また、新規採用で1年間は検疫員として勤務して、1年間の研修が終わった後、

2年目からは家畜防疫官になります。

同じ法律の中で家畜防疫員というのもありますが、それは都道府県にいる獣医師等の中で任命されています。

Q 職責から、外国人の方の対応になりますが、 ご苦労話などお聞かせください。

これまでお話ししてきたように、質問しなければならないことがたくさんがありますが、英語圏の方々ばかりではありませんし、多言語への対応が求められます。注意喚起やお知らせ用としてパネルやパンフレットを作成する際には数か国語に対応するように配慮しています。当支所では訪日される中国人の旅行客が多いのですが、ほかにも韓国、タイ、ベトナムなどからの旅行客もいらっしゃいます。各国語の説明パネルやパンフレットを説明時に見せながら対応していますが、それでもなかなか通じない場合もありますので、コミュニケーションをとるのが課題であると感じています。

いろいろな課題があって、広報活動でもわれわれの業務をどのように周知していくか、いろいろ意見を交わしています。ホームページの情報ページも多くの国の言葉で表示しています。翻訳ソフトなども使いながら職員の手作りで対応している部分もあります。確実に伝わるよう分りやすくすることを念頭に日々努力しています。

Q 最近当該地方で発生した、豚コレラについて お聞かせください。

農林水産省のホームページにて逐一最新の情報を提供していますので、ご覧いただけますと最新の正確な情報を把握することができます。内容を若干ご紹介しますと、以下のように記述されています。「我が国における発生状況について」2018年9月9日、岐阜県の養豚農場において、我が国では、1992年以来26年ぶりとなる豚コレラの発生が確認されました。また、9月13日以降に調査対象区域内で発見された死亡した野生いのししおよ

び捕獲された野生いのししを検査した結果、豚コレラの陽性事例が確認されています。なお、岐阜県以外の都道府県においても、死亡した野生いのししの検査を実施していますが、陽性事例は確認されていません。

「発生概要」

<1例目(岐阜市内の農場)>

- (1) 患畜確定日 2018年9月9日に患畜が確認されました。
- (2)農場の位置と飼養規模 岐阜県岐阜市の養豚農場で、発生当時、繁 殖豚79頭、肥育豚531頭を飼養していました。
- (3) 防疫措置および移動制限 2018年9月11日に防疫措置を完了しました。 現在、移動制限区域および搬出制限区域は解 除されています。

< 2 例目(岐阜市畜産センター公園)>

- (1) 患畜確定日 2018年11月16日に患畜が確認されました。
- (2)農場の位置と飼養規模 岐阜市畜産センター公園で、発生当時、肥 育豚 2 頭、子豚21頭を飼養していました。
- (3) 防疫措置および移動制限 2018年11月16日に防疫措置を完了しました。 現在、移動制限区域および搬出制限区域は解 除されています。

と公表されています。

日本で発生してしまうと、日本からの豚由来の 畜産物の輸出が止まる場合がありますので発生の 影響は甚大です。すでに日本からの輸出が止まっ ている国もあります。「岐阜県以外の物であれば、 輸入可」という国もあります。各国の対応はさま ざまです。豚コレラは日本では過去に発生してい ました。今回の発生は先ほどご紹介しましたよう に、26年ぶりとなります。これまでの疫学調査チームの検討結果によれば、今回の豚コレラウィルス は近年、中国やモンゴルで分離されたウィルスと 近縁で、過去に国内で流行していたウィルスとは

^(※1) インタビュー後、12月に愛知県でも野生いのししで陽性事例が確認されている。

^(※2) インタビュー後12月末までに3~6例目の発生がありました。

異なることから、豚コレラ発生国から何らかの形 でウィルスが持ち込まれ、野生いのししが感染し、 そこから豚農場へウィルスが侵入したということ も考えられるといわれているので、国内では農場 にウィルスをこれ以上侵入させないよう飼養衛生 管理基準に基づく徹底的な管理が必要となります。 また、われわれ動物検疫所は輸入検疫を受けずに 持ち込まれた旅行者の手荷物等からウィルスが侵 入した可能性があるため、より厳格に水際対策を 徹底することが求められています。

Q 中国で発生しているアフリカ豚コレラについ てお聞かせください。

アフリカ豚コレラは、岐阜県で発生した豚コレ ラとは異なる疾病です。その名の通りアフリカで 発生し、ヨーロッパ、ロシアと広がり、8月から 中国で発生が続いています。日本では過去に一度 も発生したことはありません。

豚コレラと異なり、有効なワクチンや治療法が 無く、致死率の高い病気なので、発生した場合に 畜産業界への影響は甚大なものとなります。ヨー ロッパなどでは、厨芥残渣、食べ残し、残飯給餌 等で野生いのししや豚に広がったと言われていま す。国内に進入すれば豚コレラ以上に大変なこと になりますし、中国からの旅行客も多いので、8 月からわれわれは検疫対応を強化しているところ です。

図表15 中国のアフリカ豚コレラ発生における対応

中国のアフリカ豚コレラ発生における動物検疫所の対応について

- 1 動物検疫強化期間
- 平成30年8月4日 当面の間 2 出入国者への注意喚起・検査強化
- > 検疫探知犬活動・家畜防疫官による口頭質問
- 動物検疫所統一広報ポスターの掲示実施 全国的に広報キャンペーンを実施、報道機関を通じて
- 水際対応実施状況の点検
- 各空海港における靴底消毒及び車両消毒の実施 状況の点検を実施
- その他
- Webサイトでの注意喚起
- 航空会社等への情報提供、ポスター掲示・機内 ウンスの依頼
- 中国からの豚由来畜産物の検査強化



マフリカ豚コレラウイルスが豚やいのししに感染する伝染病 発熱や全身の出血性病変を特徴 ワクチンや治療法がな、最も充わられている家畜の伝染病の一つ ダニや感染した豚と直接接触するほか、汚染された未調理の豚肉によっても豚に感染する



務についてお聞かせください。 国家公務員なので、2~3年の期間での人事異

Q 最前線で働いている検疫官、職員の方々の勤

動もあります。冒頭動物検疫所は横浜の本所さら に北海道から沖縄の全国各地に8支所、16出張所、 4分室が設置されていますと紹介しましたが、人 事異動は本所を始め全国規模で行われるため、異 動の範囲は広範でありかつ、空港から海港への異 動もあります。

中部空港支所検疫課はセントレアの航空機の運 航時間に合わせて、24時間365日対応できるよう シフト勤務を行っています。小松出張所は富山空 港も管轄しているので毎日航空機の運航時間に合 わせて出張対応をしています。

動物検疫所では、家畜伝染病予防法などに基づ く動物、畜産物の検査業務に加え、制度の広報、 検疫の基盤となる検査体制の整備、検疫対応の検 証や検査技術の向上のためのリスク評価や調査研 究を実施しています。

動物検疫所では、2004年に「動物検疫所の検査 室における検査の業務管理要領」を制定し、これ に基づき検査手順などを文書化した標準作業書 (SOP) を整備し、検査等の記録の作成や、保管、 点検の実施方法などを順次定めることにより、検 査の信頼性確保に取り組んできたところです。

これらの取り組みに加え、2011年度から、国際 的な標準である国際規格「ISO/IEC 17025」の 認定の取得に取り組み、国内で初めて家畜衛生分 野での認定を取得しました。以後もこの取り組み を続けています。

Q 支所長のご経歴や名古屋での勤務についてお 聞かせください。

2018年4月に現職に就き、前任地の神戸支所か ら当地に赴任してきました。神戸の前は関西空港 支所で、その前はずっと関東圏の勤務が続きまし た。若いときに一度九州での勤務経験もあります が、東海地方での勤務は初めてです。転勤族で大 変なところもありますが、逆に各地にいろいろな特 色があるので、楽しみを見つけるようにしてます。

名古屋でしたら、2005年に開催された愛・地球博を契機として「なごやめし」と総称される愛知・名古屋における特徴的な食文化の認知度が全国的に高まり、テレビや雑誌など多くのマスメディアに取り上げられるようになってきていますので、折に触れて味わうとともに休みの日にはいろいろな観光地を巡ったりします。

大学では、獣医学を専攻しまして、獣医師の資格を保有していますので、獣医職家畜防疫官としての勤務も実践しています。

獣医師も男女の比率では、最近の若い世代は女性が増えてきていると思います。獣医師というと、「動物のお医者さん」というイメージで、ペットの小動物診療に行く方も多いですが、特に最近は女性が増えていますので、将来的なライフステージを考えていくと、公務員はキャリアを続けていくための制度も整ってきているので、そういう意味では魅力的な職場だと思います。

Q 最後に農林水産省動物検疫所 中部空港支所 長としてのお立場で一言お願いします。

いろいろとお話ししてきましたが、海外では日本には無い家畜の疾病の発生もあります。皆様方には海外から加熱加工したような物も含めて、畜

産物を安易に持ち込むことを避けていただくことが安全第一と思っています。これくらいはいいかなと思っても、実際は持ち込めない加工品も多々ありますので都合よく思い込むのは危険です。

われわれも皆さんに規則など知っていただくために、広報活動等いろいろ努力していますが、皆様方もこれは大丈夫かなと思われるものがありましたら、お問い合わせいただければ、きちんとお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。持ち込めないものを隠して持ってくるようなことはしないで下さい。

それと、狂犬病に関して国内での発生がないので、甘く考える方もいらっしゃいますが、危険な病気なので、海外に行って、むやみに犬や野生動物に触ったりすることはやめて下さい。

過去には東南アジアを旅行で訪れて犬にかまれ 狂犬病になり、死亡した方もおられます。大した ことはないと思って帰国してから体調を崩し、風 邪だと思っていたら狂犬病だったという例もあり ます。

犬猫を連れて海外から来られる方、行かれる方は、かわいいペットのためにも輸出入検査をスムースに行うためにも適切な処置をしていただくようお願いいたします。



農林水産省動物検疫所中部空港支所 支所長 田中 公子(たなか こうこ)氏

1986年3月 日本獣医畜産大学大学院獣医学研究科修了

1986年 4 月 農林水産省動物検疫所入省

2007年4月 農林水産省動物検疫所成田支所統括検疫管理官

2008年10月 農林水産省動物検疫所検疫部畜産物検疫課課長

2009年4月 独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部調整指導官

2013年 4 月 農林水産省動物検疫所関西空港支所次長

2015年4月 農林水産省動物検疫所神戸支所次長2017年4月 農林水産省動物検疫所神戸支所支所長

2018年4月 農林水産省動物検疫所中部空港支所支所長(現職)